

畜産特別資金融通事業に係る取扱要領

平成 27 年 5 月 20 日付け経営第 337 号
北海道農政部長通知
〔最終改正〕 令和 7 年 6 月 12 日付け経営第 455 号

本道における畜産特別資金融通事業に係る取扱は、「畜産特別支援資金融通事業実施要綱」（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「要綱」という。）及び「畜産特別資金融通事業実施要領」（平成 25 年 3 月 18 日付け 24 農畜機第 5071 号承認。以下「実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。

第 1 大家畜（養豚）経営改善計画及び融資機関支援計画の作成及び提出

- 1 大家畜・養豚特別支援資金の借入れを希望する者は、要綱別添 1 の第 2 の 2 の（5）に基づき、要綱別添 1 の別紙様式第 1 号の 1、2、3 又は 4 に準じて大家畜（養豚）経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）を作成し、融資機関に提出するものとする。その際添付するものとして、本要領の別記第 1 号様式の大家畜（養豚）経営改善計画承認申請書、大家畜（養豚）経営改善計画添付資料、過去 3 年間分のクミカンデータの写し及び資産の状況がわかる資料等を添付するものとする。
- 2 融資機関は、経営改善計画等が提出されたときは、次の手順を踏んで所轄の総合振興局長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）に提出するものとする。
 - （1）借入希望者が要綱に定める要件に該当する者であることを確認する。
 - （2）1 の経営改善計画等の内容を検討した上で、当該経営改善計画に即して大家畜・養豚特別支援資金が貸し付けられた場合の経営の改善に係る効果についての意見を付し、要綱別添 1 の別紙様式第 2 号に準じて融資機関支援計画を作成する。
 - （3）1 の経営改善計画等の内容を別記第 2 号様式（別表を含む）にとりまとめる。
 - （4）市町村農業金融制度総合推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の規定に基づき設置された組織。（以下「市町村推進会議」という。））と事前に協議を行う。
- 3 2 の（4）における「協議」とは、市町村推進会議が融資機関から関係書類の提出を受け、第 2 に定める審査基準を踏まえ、事前チェックを行うこと等を意味するものとする。
- 4 2 の本文の規定にかかわらず、融資機関は、大家畜（養豚）経営改善計画及び融資機関支援計画の総合振興局長等への提出を、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によることができる。

第 2 北海道における審査基準

要綱別添 1 の第 2 の 2 の（10）に定める「各都道府県の実情に合った審査基準」は、別表 1 のとおりとする。

第 3 経営改善計画の審査及び承認

- 1 総合振興局長等審査委員会の開催
 - （1）総合振興局長等は、融資機関から経営改善計画及び融資機関支援計画等が提出されたときは、総合振興局長又は振興局長審査委員会（北海道畜産特別資金融通事業等審査委員会設置運営要領（以下「委員会設置要領」という。）（平成 27 年 5 月 19 日付け農経第 327 号）第 1 に基づき設置された組織。（以下「総合振興局長等審査委員会」という。））を開催し、第 2 に

定める審査基準に基づき審査を行い、承認の可否について判断するものとする。

- (2) 総合振興局長等は、審査委員会での審査に当たり、要綱別添1の第2の3の(1)のウに基づき、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、経営改善計画の内容確認に係る照会を文書等で行うことができるものとする。
- (3) 市町村長は、総合振興局長等から内容確認に係る照会があったときは、市町村推進会議に諮った上、文書等で回答するものとする。
- (4) 総合振興局長等は、借入希望者が養豚経営である場合には、同計画の審査に当たり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守の意志を確認するものとし、当該借入希望者に同基準の遵守の意志がない場合には、審査を行わないものとする。
また、総合振興局長等は、飼養衛生管理基準に不遵守項目がある場合には、当該借入希望者に対し改善を促すよう努めるものとする。
- (5) 総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議を行い、承認の可否を別記第3号様式により融資機関に通知するものとする。

2 本庁審査委員会の開催

農政部長は、1の(5)により総合振興局長等から協議を受けたときは、本庁審査委員会（委員会設置要領第1に基づき設置された組織。）を開催し、第2に定める審査基準に基づき審査を行い、承認の適否について判断し、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議の上、総合振興局長等に対して承認の適否等を回答するものとする。

3 審査委員会の意思決定

総合振興局等審査委員会及び本庁審査委員会における承認の適否の決定については、構成機関等による全会一致を原則とする。ただし、構成機関等に本事業の貸付融資機関となる機関・団体がある場合は、当該機関・団体を除く構成機関等による全会一致を原則とする。

第4 経営改善計画の見直し

1 経営改善計画の見直しに係る審査及び承認

要綱別添1の第2の2の(11)及び第4の2の(6)に定める経営改善計画の見直しに係る審査等は、第1、第2及び第3の規定に準ずるものとする。

2 見直し期間の終了の承認

- (1) 融資機関は、実施要領第2の2の(2)のエに定める実績点検の報告にあたり、経営改善計画の達成状況から、要綱別添1の第2の2の(11)のアに定める見直し期間の終了が適当と認められる場合は、別記第4号様式を総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により別記第4号様式が提出された場合は、その内容を踏まえ、要綱別添1の第2の2の(11)のアに基づき、見直し期間の終了に係る承認の可否を判断するものとする。なお、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年を経過していない場合は、北海道酪農畜産経営改善支援協議会（北海道酪農畜産経営改善安定推進体制整備要領（昭和61年10月1日付け酪農第1392号）に基づき設置された組織。以下「支援協議会」という。）の助言を踏まえ判断するものとする。
- (3) 同項に規定されている「都道府県知事等が設けた審査基準」は、別途定める。
- (4) 総合振興局長等は、承認の可否を別記第5号様式により融資機関に通知するものとする。

第5 経営改善計画及び融資機関支援計画の承認の取消し

- 1 要綱別添1の第2の2の(12)及び第4の2の(7)に基づき、経営改善計画を取り消す場合又は要綱別添1の第2の2の(13)に基づき、融資機関支援計画を取り消す場合は、総合振興局長等は、総合振興局等審査委員会を開催し、承認取消しの適否について判断するものとする。
- 2 総合振興局長等は、承認取消しを融資機関に通知する場合は、あらかじめ農政部長と協議を

行い、別記第6-1号様式又は別記第6-2号様式により行うものとする。

- 3 農政部長は、2により総合振興局長等から協議を受けたときは、本庁審査委員会を開催し、承認取消しの適否について判断し、総合振興局長等に対して承認取消しの適否について回答するものとする。

第6 見直し期間終了後の経営改善計画の内容変更

要綱別添1の第2の3の(1)のロに定める見直し期間終了後の経営改善計画の内容変更に係る審査等は、第1、第2及び第3の規定に準ずるものとする。ただし、第3の2の理事長との協議を要しないものとする。

なお、農政部長は、第3の2の本庁審査委員会の開催前に、要綱別添1の第2の3の(1)のシに基づき、支援協議会に報告し、意見を求めるものとする。

第7 酪農・肉用牛緊急支援資金に係る取扱い

1 酪農・肉用牛担い手経営改善計画の作成及び提出

(1) 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の借入れを希望する者(以下、この第7において「借入希望者」という。)は、要綱別添1の第3の2の(4)に基づき、要綱別添1の別紙様式第3号-1又は第3号-2に準じて酪農・肉用牛担い手経営改善計画書(以下「担い手経営改善計画」という。)を作成し、融資機関に提出するものとする。その際添付するものとして、本要領の別記第11号様式の酪農・肉用牛担い手経営改善計画承認申請書、担い手経営改善計画添付資料、過去3年間分のクミカンデータの写し及び資産の状況がわかる資料等を添付するものとする。

(2) 融資機関は、担い手経営改善計画等が提出されたときは、借入希望者が要綱に定める要件に該当する者であることを確認し、当該担い手経営改善計画等の内容を検討した上で、要綱別添1の別紙様式第4号に準じて経営改善計画総括表(以下「総括表」という。)を作成し、別記第12号様式に取りまとめの上、担い手経営改善計画と併せて総合振興局長等に提出するものとする。

また、市町村推進会議と事前に協議を行うものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、融資機関は、担い手経営改善計画等の総合振興局長等への提出を、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によることができる。

2 北海道における審査基準

要綱別添1の第3の2の(9)に定める「各都道府県の実情に合った審査基準」は、別表2のとおりとする。

3 担い手経営改善計画の審査及び承認

(1) 総合振興局等審査委員会の開催

ア 総合振興局長等は、融資機関から担い手経営改善計画等が提出されたときは、総合振興局等審査委員会を開催し、2に定める審査基準に基づき審査を行い、承認の可否について判断するものとする。

イ 総合振興局長等は、審査委員会での審査に当たり、要綱別添1の第3の3の(1)のウに基づき、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、担い手経営改善計画の内容確認に係る照会を文書等で行うことができるものとする。

ウ 市町村長は、総合振興局長等から内容確認に係る照会があったときは、市町村推進会議に諮った上、文書等で回答するものとする。

エ 総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議を行い、承認の可否を別記第13号様式により融資機関に通知するものとする。

(2) 本庁審査委員会の開催

農政部長は、(1)のエにより総合振興局長等から協議を受けたときは、本庁審査委員会(委員会設置要領第1に基づき設置された組織。)を開催し、2に定める審査基準に基づき審査を行い、承認の適否について判断し、あらかじめ理事長と協議の上、総合振興局長等に対して承認の適否等を回答するものとする。

ただし、負債比率(次により算出される率をいう。)が200%未満の経営に係る計画については理事長への協議を要しない。

総負債残高÷(過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額)×100

(3) 審査委員会の意思決定

総合振興局等審査委員会及び本庁審査委員会における承認の適否の決定については、構成機関等による全会一致を原則とする。ただし、構成機関等に本事業の貸付融資機関となる機関・団体がある場合は、当該機関・団体を除く構成機関等による全会一致を原則とする。

4 担い手経営改善計画の見直し

(1) 担い手経営改善計画の見直しに係る審査及び承認

要綱別添1の第3の2の(10)に定める担い手経営改善計画の見直しに係る審査等は、1、2及び3の規定に準ずるものとする。

5 担い手経営改善計画の承認の取消し

(1) 要綱別添1の第3の2の(11)に基づき、担い手経営改善計画を取り消す場合は、総合振興局長等は、総合振興局等審査委員会を開催し、承認取消しの適否について判断するものとする。

(2) 総合振興局長等は、承認取消しを融資機関に通知する場合は、あらかじめ農政部長と協議を行い、別記第14号様式により行うものとする。

(3) 農政部長は、(2)により総合振興局長等から協議を受けたときは、本庁審査委員会を開催し、承認取消しの適否について判断し、総合振興局長等に対して承認取消しの適否について回答するものとする。

第8 その他

1 貸付対象者としての要件確認

融資機関は、要綱別添1の第2の2の(3)又は(4)に基づく貸付対象者としての要件確認を、別記第7-1号様式又は別記第7-2号様式、要綱別添1の第3の2の(3)に基づく貸付対象者としての要件確認を、別記第15号様式により行うものとする。

また、対象資金貸付後、償還が終了するまでの間、毎年、資金借入者の収支管理の実施状況を確認の上、実施状況を記録した指導記録簿を整備し、資金借入者から提出を受けた財務諸表等とともに保管するものとする。ただし、資金借入者の収支管理の実施状況を記録した指導記録簿の整備は、要綱別添1の第3の2の(3)に基づく貸付対象者に係るものを除く。

2 経営継承資金の取決め書

(1) 経営継承資金の借入希望者は、現経営主と後継者との間における取決め書を別記第8号様式により作成し、融資機関に提出するものとする。

なお、後継者は経営改善計画の見直し期間中に主たる従事者となるものとする。

(2) 融資機関は、(1)により別記第8号様式が提出された場合は、その内容を確認するものとする。

3 経営改善計画の計画外の新規投資に係る緊急協議

(1) 経営改善計画の計画外の新規投資については、総合振興局等審査委員会による審査を経るものとするが、突発的な理由による機械の更新、災害による復旧等の緊急やむを得ない計画

外の新規投資が発生した場合には、資金借入者は、大家畜・養豚特別支援資金等の融資機関に別記第9号様式を提出の上、緊急の協議を行うものとする。

- (2) (1)により提出を受けた大家畜・養豚特別支援資金等の融資機関は、その内容を精査し、市町村推進会議と協議の上、妥当と認められる場合は、総合振興局長等に協議するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、総合振興局等審査委員会の構成機関等と連携の上、その是非について判断し、別記第10号様式により通知するものとする。

4 個人情報の取扱い

- (1) 融資機関等の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善計画等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- (2) 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、経営改善計画の審査等のため関係書類を関係機関に送付することについての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第1号様式の2又は別記第11号様式の2）の確認欄に署名を求めることとする。

附 則（令和3年6月24日付け経営第379号）

- 1 この要領の改正は、令和3年6月24日から施行する。
- 2 この要領の改正以前に経営改善計画の承認を受け貸付けが行われた資金に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、第6の規定については、この要領による改正後の規定を適用するものとする。

附 則（令和4年6月1日付け経営第304号）

この要領の改正は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年6月7日付け経営第290号）

この要領の改正は、令和5年6月7日から施行する。

附 則（令和7年6月12日付け経営第455号）

この要領の改正は、令和7年6月12日から施行する。

別表 1

北海道畜産特別資金融通事業審査基準（経営改善計画承認審査）

1 目標年次に全ての約定償還金を返済することを旨とする。

2 1を満たしている場合、さらに次により審査を実施する。

視点 着眼点	具体的指標等	判 断 基 準		
		問題のない水準	警戒水準	危険水準
1 これま での経 営状況	①過去3か年の経済階層	3か年ともB以上	C以下が1か年	C以下が2年以上
	②過去3か年のクミカン精算額	赤字精算が1か年以内	赤字精算が2か年	赤字精算が3か年
	③償還財源確保額の当初計画値からの乖離	増加又は10%以内の減少	10～20%の減少	20%超の減少
	④売上高負債比率（現状）	200%以内	200～400%	400%超
	⑤売上高対約定償還額比率（現状）	30%以内	30～40%	40%超
2 経営改 善計画 の実行 可能性	⑥1頭当り乳量の設定（酪農）	現状から減少又は20%以内の増加	現状から20～30%の増加	現状から30%超の増加
	⑥1頭当り出荷価格の設定（肉牛・養豚）	現状以下	現状から5%以内の上昇	現状から5%超の上昇
	⑦農業所得率の設定	現状から5%以内の上昇	現状から5～10%の上昇	現状から10%超の上昇
3 融資返 済の可 可能性	⑧売上高負債比率（目標年次）	200%以内	200～400%	400%超
	⑨売上高対約定償還額比率（目標年次）	20%以内	20～30%	30%超
4 その他	⑩前期畜産特別資金等対策の有無	無	有	

【対処方針】

- ① 全項目が「問題のない水準」である場合は、「承認」と判断すること。
- ② 「危険水準」が5項目以上ある場合又は「危険水準」及び「警戒水準」の項目が9項目以上ある場合は、「不承認」と判断すること。
- ③ 「危険水準」が4項目以下である場合又は「危険水準」及び「警戒水準」の項目が8項目以下である場合は、市町村に対し内容確認を行うものとする。
内容確認において、農協等市町村段階の関係機関・団体の現状認識、対処方針等を総合的に判断し、妥当と判断される場合は「承認」と判断すること。妥当ではないと判断される場合は「不承認」と判断すること。
なお、「危険水準」の項目がある場合について「承認」と判断する場合には、経営改善計画全体につき総合的に判断するとともに、審査委員会において指導体制を確認すること。
- ④ 「承認」、「不承認」の判断については、構成機関等の全会一致を原則とする。

別表 2

北海道畜産特別資金融通事業審査基準（担い手経営改善計画承認審査）

- 1 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。
- 2 目標年次（おおむね5年程度）までに、その年の全ての約定償還金（元本及び利息）を返済することを旨とすること。
- 3 負債比率（次により算出される率をいう。）が200%未満であること。
総負債残高÷（過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額）×100
- 4 3を満たしていない場合、担い手経営改善計画全体につき総合的に判断して、資金繰りの改善等により担い手経営改善計画の達成が見込まれるか、個別に協議する。